指定給水装置工事事業者新規指定・更新時確認書

年　　　月　　　日

氏名又は名称

住所

電話番号

FAX

E-mail

URL

下記の質問に回答をお願いします。

１．上記の基本情報のうち公表してもよい項目に○を付けてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 公表してもよい項目　　　　　　※該当に○ | 氏名又は名称・住所・電話番号・FAX・E-mail・URL　・　公表不可 |

２．指定事業者講習会（豊橋市上下水道局・豊川市・

蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村主催）の受講実績

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受講実績  ※該当に☑ | □受講した（受講した市町村）  直近の受講年度：　　　　年度 | ➜ | 公表の可否 | **□**可・**□**不可 |
| □受講していない  理由（公表対象外）： |

３．指定給水装置工事事業者の業務内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ① |  |  |  |  |
| 営業時間 | 開始:　　　　時　　　　分　終了:　　　　時　　　　分 | ➜ | ①公表の可否 | **□**可・**□**不可 |
| 休業日  ※該当に☑、複数選択可 | □土曜（□第１　□第２　□第３　□第４）  □日曜（□第１　□第２　□第３　□第４）  □年末年始　□祝日　□その他（　　　　　　　　　　　） |
| ② |  |  |  |  |
| 漏水修繕対応  ※一般住宅への対応  いずれかに☑ | □可　・　□不可 | ➜ | ②公表の可否 | **□**可　・　**□**不可 |
| 修繕対応時間 | 開始:　　　　時　　　　分　終了:　　　　時　　　　分 |
| 施工対応工種  ※該当に☑、複数選択可 | □配水管　～　水道メーター  (□新設　・　□改造　・　□修繕) |
| □水道メーター　～　宅内給水装置  (□新設　・　□改造　・　□修繕　・　□漏水調査) |

４．**給水装置工事主任技術者**や**給水装置工事に従事する方**の**研修受講実績**（過去5年以内）を教えてください。

　　　＊外部研修については、**受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付**してください。

＊自社内研修については、研修内容を記載してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受講者名（公表対象外） | 研修会名、実施団体 | 受講年度 | ➜ | 公表の可否 | **□**可　・　**□**不可 |
|  |  |  |

参考

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の**給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。**

５．**給水装置工事（過去１年以内）に従事し、適切に作業を行うことができる技能（分水栓、給水管の施工に関する）を有する者の状況**を教えてください。

＊過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

＊**以下に示す保有資格等（下線部）を記載**してください。

1. 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた**配管工**

（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）

1. 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する**配管技能士**
2. 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の**配管科の課程修了者**
3. 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者

　　　　（**配管技能者講習会修了者**、**配管技能検定会合格者**、**配管技能者認定**）

＊**資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付**してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する  者の氏名  （公表対象外） | 配水管への分水栓取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか  （○×を記入） | 資格等を有しているか  （○×を記入） | | 工事年度 | ➜ | 公表の可否 | **□**可　・　**□**不可 |
|  | 保有している資格等＊ |
|  |  |  |  |  |

参考

水道法施行規則 第36条

　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

2　**配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、**当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう**適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。**